



地域包括支援センターだより

☎ 地域包括支援センター (14番窓口) ☎ 64-1120

一人暮らしの高齢者 (65歳以上) のお宅を訪問しています!

訪問の目的→ 町内の高齢者の実態把握と災害時避難行動要支援者登録のご案内

○災害時避難行動要支援者登録とは

災害が起きたときに自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者 (要支援者) の方々に、あらかじめ同意の上でご登録いただくことで、その情報を元に、地域のみなさん (支援者等・関係機関) の、災害時における情報伝達や避難誘導などが迅速・的確にできるような支援体制を整えるためのものです。

○登録されたら...

消防署、警察署、社会福祉協議会、地域支援者、民生児童委員、自主防災組織に登録者の情報が提供され、災害時の避難のための支援や安否確認が行なわれます。また、災害時以外にも日頃からの見守り活動などに活用されます。

※調査員は職員証を携帯しておりますのでご確認ください。

湯浅町避難行動要支援者登録申請書

小児インフルエンザ予防接種費用を助成します 今年度から小中学生も一部助成開始!

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。お子さまではまれに急性脳症など、重症になることがあります。町では予防接種を希望するお子さまにインフルエンザ予防接種費用を助成します。

接種期間/令和元年10月1日から令和2年1月31日

対象者/湯浅町の住民基本台帳に記載されている方で、

- ①1歳~小学校就学前(平成25年4月2日~平成31年2月1日生まれ)の方
- ②小学1年生~小学6年生(平成19年4月2日~平成25年4月1日生まれ)の方
- ③中学1年生~中学3年生(平成16年4月2日~平成19年4月1日生まれ)の方

助成の額及び回数/上記①は、1人に対し2回までとし、1回あたり3,000円を上限とする。

上記②は、1人に対し2回までとし、1回あたり1,500円を上限とする。

上記③は、1人に対し1回までとし、1回あたり1,500円を上限とする。

ただし、接種費用が上限を下回る場合は、それを助成額とします。

接種を受けるには/町から対象者に案内を郵送しています。実施医療機関へ予約し、町が発行した書類を持参して接種を受けてください。

■問合せ/健康福祉課 健康推進係 (10番窓口) ☎ 64-1120



令和元年度 インフルエンザ予防接種事業の実施について

接種を希望される方は、直接、医療機関に電話等で予約してから受けてください。生活保護を受給されている方には、無料接種券を交付します。

お問合せ先: 健康福祉課健康推進係 (10番窓口) ☎ 64-1120
総合センター ☎ 63-4152

対象者 湯浅町に住居登録のある方

接種回数 1回

接種費用 自己負担あり (以下のとおりです。)

①65歳未満の方 全額自己負担 (料金は医療機関でご確認ください)

②65歳以上の方 1,300円

(60歳~64歳の方でも心臓、じん臓、呼吸器等の機能障害を有する方にはこの制度が適用される場合があります。医療機関に相談してください。)

*②に該当する方で、生活保護を受給されている方には無料接種券を交付しますので、必ず接種前に、印鑑持参で健康福祉課健康推進係 (10番窓口) または総合センターに申請してください。なお、申請を行わずに接種された場合は、自己負担1,300円が必要です。

実施期間 令和元年10月1日~令和2年1月31日まで

(医療機関によって、実施期間が異なる場合があります。)

接種時の注意

有田郡市以外の医療機関で、65歳以上の方が接種する場合は、予診票を健康福祉課 健康推進係まで取りに来てください。

▶実施医療機関一覧

医療機関名	連絡先
澳内科医院	☎62-3649
小野田クリニック	☎65-1616
児島医院	☎62-2066
ごとうクリニック	☎64-0101
耳鼻咽喉科ごとう医院	☎63-3838
橋本胃腸肛門外科	☎62-2226
平山内科皮膚泌尿科	☎63-1103
吉村内科医院	☎63-4666
済生会有田病院	☎63-5561

令和元年10月1日 年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要。ご案内や事務手続きは、日本年金機構 (年金事務所) が実施します。

対象となる方

老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き ※手続きはお早めに

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき (年金生活者支援給付金請求書) を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
「給付金専用ダイヤル」: 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

年金給付金 検索